

公 告

定款及び役員選任規約に基づき、役員を選任を下記のとおり実施しますので公告します。

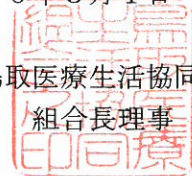
記

- 役員候補者は「役員推薦委員会」の推薦を受け、総代会で「役員選任議案」として議決されて役員に就任する。役員候補者は「全体区」と「地域区」で定数に基づき推薦される。「地域区」では地域区理事候補者の推薦に先立ち、公告し、役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員から申し出を求めるものとする。
 - 役員選任を行う日 2016年6月18日開催予定の第72回通常総代会
 - 選任する役員の数 理事31名、監事5名
 - 申出期限 3月15日～31日
 - 受付方法 理事会（組合本部）
- 役員任期 2年
- 申出のできる組合員 2016年2月29日から継続して組合員名簿に登録された者
- 役員選任区分と全体区及び地域区定数
別紙の選任区分と定数による
- 総代会に提案する役員選任議案決定
 - 役員推薦委員会は全体区の理事及び監事候補者を理事会が定めた定数において推薦すべき候補者を決定する
 - 役員推薦委員会は地域区の理事及び監事候補者を申し出た組合員の中から理事会が定めた定数において推薦すべき候補者を選考し支部役員合同会議に通知する
 - 支部役員合同会議は役員推薦委員会から通知された推薦すべき候補者を挙手により定数のとおり選考し総代会で選任される役員候補者に推薦する
 - 役員推薦委員会は支部役員合同会議の選考を経て候補者を決定する
 - 理事会は提案された役員選任議案について法令、定款、規約に違反する場を除外し総代会に提案することを決定しなければならない
- 総代会での決定
理事は総代会において役員選任議案の内容を説明する。総代会における役員選任議案の採決は候補者全員を一括して行う。

以上

2016年3月1日

鳥取医療生活協同組合
組合長理事 守山 泰生



		地域名	2016定数	2014定数	
地域区	東部	修立、稲葉山、岩倉、面影 米里、津ノ井、若葉台、国府町	3	3	
	南部	日進、美保、倉田、美保南、美和 神戸、河原町、用瀬町、佐治町	3	3	
	西部	大正、東郷、明治、世紀、湖南 賀露、湖山、末恒、湖山西	3	3	
	北部	醇風、富桑、明德 久松、遷喬、城北、浜坂、中ノ郷 福部町、岩美町	3	3	
	気高部	気高町、鹿野町、青谷町	3	3	
	八頭郡	八頭町、若桜町、智頭町	2	2	
	倉吉・東伯郡	倉吉市 湯梨浜町、北栄町、琴浦町、三朝町	1 1	1 1	
			19	19	
全体区	組合長理事 副組合長理事 専務理事 常務理事		5	6	
	職員		4	5	
	職域、団体		2	1	
	有識者		1	1	
				12	13
	監事		5	5	
			31	32	
理事 監事			5	5	

○理事、監事定数は定款第18条で定めた定数内で理事会で決定する。
(理事30人以上35人以内、監事3人以上5人以内)